

森林法等の一部を改正する法律案（概要）

平成28年3月
農林水産省

I 趣旨

林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があることから、関係法令について所要の措置を講ずる。

II 法案の概要

(1) 森林法の一部改正

- ① 森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付ける。
- ② 共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける。
- ③ 森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加する。
- ④ 市町村が作成する林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）に関する規定を設ける。
- ⑤ 違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化する。

(2) 分収林特別措置法の一部改正

分収林契約の当事者の1/10を超える異議がない場合は、伐採時期の延長等の変更を可能とする。

(3) 森林組合法の一部改正

- ① 森林組合は、森林の保続培養等の目的に加え、林業を行う組合員の利益増進を目的とする森林経営事業を実施できるようにするとともに、その実施要件を緩和する。
- ② 森林組合に加え、森林組合連合会による森林経営事業を可能とする。

(4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

- ① 都道府県域を超える木材の安定取引に関する計画について、農林水産大臣の認定制度を設ける。また、計画作成者に木質バイオマス利用事業者等を追加する。
- ② 計画対象森林について、伐採材積の上限など森林経営計画の認定基準を緩和する。

(5) 国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

- ① 国立研究開発法人森林総合研究所が暫定的に行っている水源林造成業務を本則に位置付けるとともに、育成途上の森林の整備を可能とする。
- ② 研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称する。

III 施行期日

施行期日 平成29年4月1日

鳥獣害防止に向けた森林経営計画等の見直し(森林法)

市町村森林整備計画において鳥獣害防止森林区域を設定し、森林経営計画の作成者に対して防護柵設置など鳥獣害防止の方法を記載させることにより、計画的な森林整備と一体的な鳥獣害防止の取組を推進しやすくなる。

■現行制度

現行の森林経営計画においては、鳥獣害防止の取組の記載を求めておらず、鳥獣害防止に取り組むかどうかは、森林所有者の意向に委ねられている。

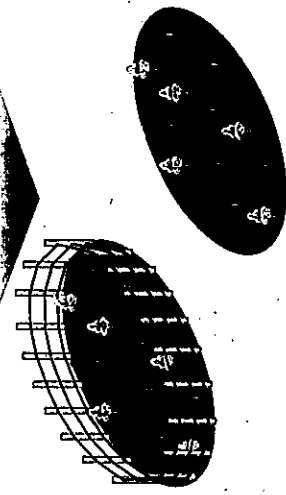
市町村森林整備計画(市町村)

- ・森林の整備に関する基本的事項
- ・伐採、造林、間伐、保育の標準的な方法
- ・森林の保護に関する事項 等

森林経営計画(森林所有者等)

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・伐採、造林、間伐の場所別の実施時期、面積、方法
- ・森林の保護に関する事項 等

防護柵など鳥獣害防止の取組が実施されるとは限らない。



■改正後

市町村森林整備計画に鳥獣害防止森林区域を設定するようになるとともに、森林経営計画に鳥獣害防止方法の記載と履行を求める仕組みを設けることにより、森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組が促進される。

計画事項に追加

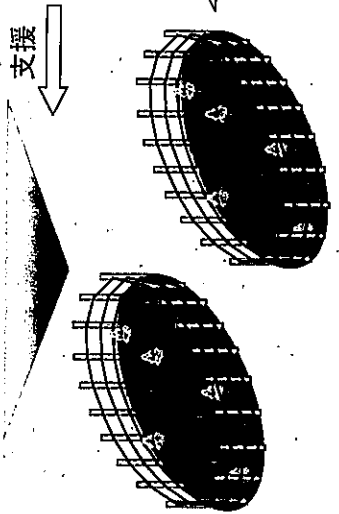
- ・鳥獣害防止森林区域の設定
- ・当該区域における鳥獣害防止の方法

【鳥獣害防止森林区域】
鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域

計画事項に追加

- ・鳥獣害防止森林区域における鳥獣害防止の方法

支援
森林整備事業
(防護柵の設置等)



鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域では、防護柵等の設置が促進される。

北海道森林管理局

森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公売・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

[ホーム](#) > [政策情報](#) > [事業概要](#) > [各種公表事項](#) > 平成28年度 国有林の地域別の森林計画の公表について

平成28年度 国有林の地域別の森林計画の公表について

森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、次の国有林の地域別の森林計画を樹立したので公表します。

1.公表する森林計画区別の計画及び計画期間

〔経常樹立〕

- (1) 留萌国有林の地域別の森林計画(PDF: 956KB)
(計画期間: 平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間)
- (2) 釧路根室国有林の地域別の森林計画(PDF: 977KB)
(計画期間: 平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間)
- 〔変更計画〕
- (1) 石狩空知国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 145KB)
- (2) 胆振東部国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 141KB)
- (3) 日高国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 186KB)
- (4) 上川北部国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 137KB)
- (5) 宗谷国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 191KB)
- (6) 上川南部国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 140KB)
- (7) 網走西部国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 137KB)
- (8) 網走東部国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 139KB)
- (9) 十勝国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 141KB)
- (10) 後志胆振国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 144KB)
- (11) 渡島檜山国有林の地域別の森林計画 (変更) (PDF: 142KB)

2.森林計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果

国有林の地域別の森林計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果については次のとおりです。

- (1) 留萌森林計画区における意見の要旨等(PDF: 108KB)
- (2) 釧路根室森林計画区における意見の要旨等(PDF: 112KB)

3.縦覧場所（問い合わせ先）

上記の森林計画の計画及び変更計画は、次の場所にて縦覧できます。

[縦覧場所一覧\(PDF: 42KB\)](#)

お問合せ先

計画保全部計画課

担当者: 企画係

代表: 011-622-5231 (内線328)

ダイヤルイン: 050-3160-6283

FAX: 011-614-2652

公式SNS



北海道森林管理局

住所: 〒064-8537 北海道札幌市中央区
宮の森3条7丁目70番
電話: 011-622-5213 (代表)
法人番号: 4000012080002

[関連リンク集](#)

[林野庁
トップページへ](#)

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)



十勝国有林の地域別の森林計画
第一次変更計画書
(十勝森林計画区)

計画期間
〔自 平成26年4月1日
至 平成36年3月31日〕

樹立年月日：平成25年12月27日
第一次変更年月日：平成28年12月26日

北海道森林管理局

十勝国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】
次の理由から、森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 森林法の一部を改正する法律（平成28年法律第44号、以下「改正法」という。）附則第7条第2項の規定により、十勝国有林の地域別の森林計画の変更について、改正法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2の規定の例により鳥獣害防止森林区域に関する事項を定める。
- 2 森林：林業基本計画を踏まえ、多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、低密度植栽による再造林を推進する旨を定める。

なお、本変更計画は、平成29年4月1日から適用する。

【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下部が変更・追加箇所である。
- 2 第Ⅲの別表については変更となる別表のみを掲載している。

【変更計画】

- Ⅱ 計画事項
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 省路
 - 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する事項
 - ア 省路

【現行計画】

- Ⅱ 計画事項
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 省路
 - 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する事項
 - ア 省路

イ 人工造林の標準的な方法

(7) 人工造林の植栽本数
 主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び次表を基準とするが、森林・林業基本計画において示されている多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、可能な限り低密度とする。

樹種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、ゲイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500~2,000本/haを目安とする。

(4) 省略
 ウ 省略

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法
 主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期(林齢)			間伐方法	間伐率
	初回	2回目	3回目		
トドマツ	7 齢級 (31~35年)	9 齢級 (41~45年)	1 1 齢級 (51~55年)	初回、2 回目は原則 列状間伐と し、3回目 以降は単木、 列状いずれ か(併用も 含む)を選 択。	35%を 上限と する。
アカエゾマツ、 エゾマツ	8 齢級 (36~40年)	1 1 齢級 (51~55年)	1 4 齢級 (66~70年)		
カラマツ、 ゲイマツ	4 齢級 (16~20年)	6 齢級 (26~30年)	8 齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26~30年)	8 齢級 (36~40年)	1 0 齢級 (46~50年)		
広葉樹	6 齢級 (26~30年)	9 齢級 (41~45年)	—		

注) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の間伐時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法
 ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相

イ 人工造林の標準的な方法

(7) 人工造林の植栽本数
 主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、ゲイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500~2,000本/haを目安とする。

(4) 省略
 ウ 省略

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法
 主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期(林齢)			間伐方法	間伐率
	初回	2回目	3回目		
トドマツ	7 齢級 (31~35年)	9 齢級 (41~45年)	1 1 齢級 (51~55年)	初回、2 回目は原則 列状間伐と し、3回目 以降は単木、 列状いずれ か(併用も 含む)を選 択。	35%を 上限と する。
アカエゾマツ、 エゾマツ	8 齢級 (36~40年)	1 1 齢級 (51~55年)	1 4 齢級 (66~70年)		
カラマツ、 ゲイマツ	4 齢級 (16~20年)	6 齢級 (26~30年)	8 齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26~30年)	8 齢級 (36~40年)	1 0 齢級 (46~50年)		
広葉樹	6 齢級 (26~30年)	9 齢級 (41~45年)	—		

(2) 保育の標準的な方法
 ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、

互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。
実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な
時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 省略
ウ 保育の作業方法
(a)～(d) 省略

(e) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防止するため、施業と一体的な対策を行う。

森林の保全に関する事項

省略
省略
省略

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカカメラの鳥獣害防止森林区域については、別表のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を行う。

(7) 簡易影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生育状況の把握や被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等との連携及び字議者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明、及び早期防止に努める。

必要に応じて防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具や剥皮防止帯の設置による植栽木の保護措置及びびわな猟や銃器による捕獲等を行う。

(4) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図ることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 省略
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3 (1) アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

林分の健全性の維持と質的向上のために行う。
実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な
時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 省略
ウ 保育の作業方法
(a)～(d) 省略

第4 森林の保全に関する事項

1 省略
2 省略

3 森林の保護等に関する事項

(1) 省略
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防止に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき特に管理すべき鳥獣のため計画として北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村

における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。

- (3) 省略
- (4) 省略

別表

別表1 省略

別表2 鳥獣害防止森林区域

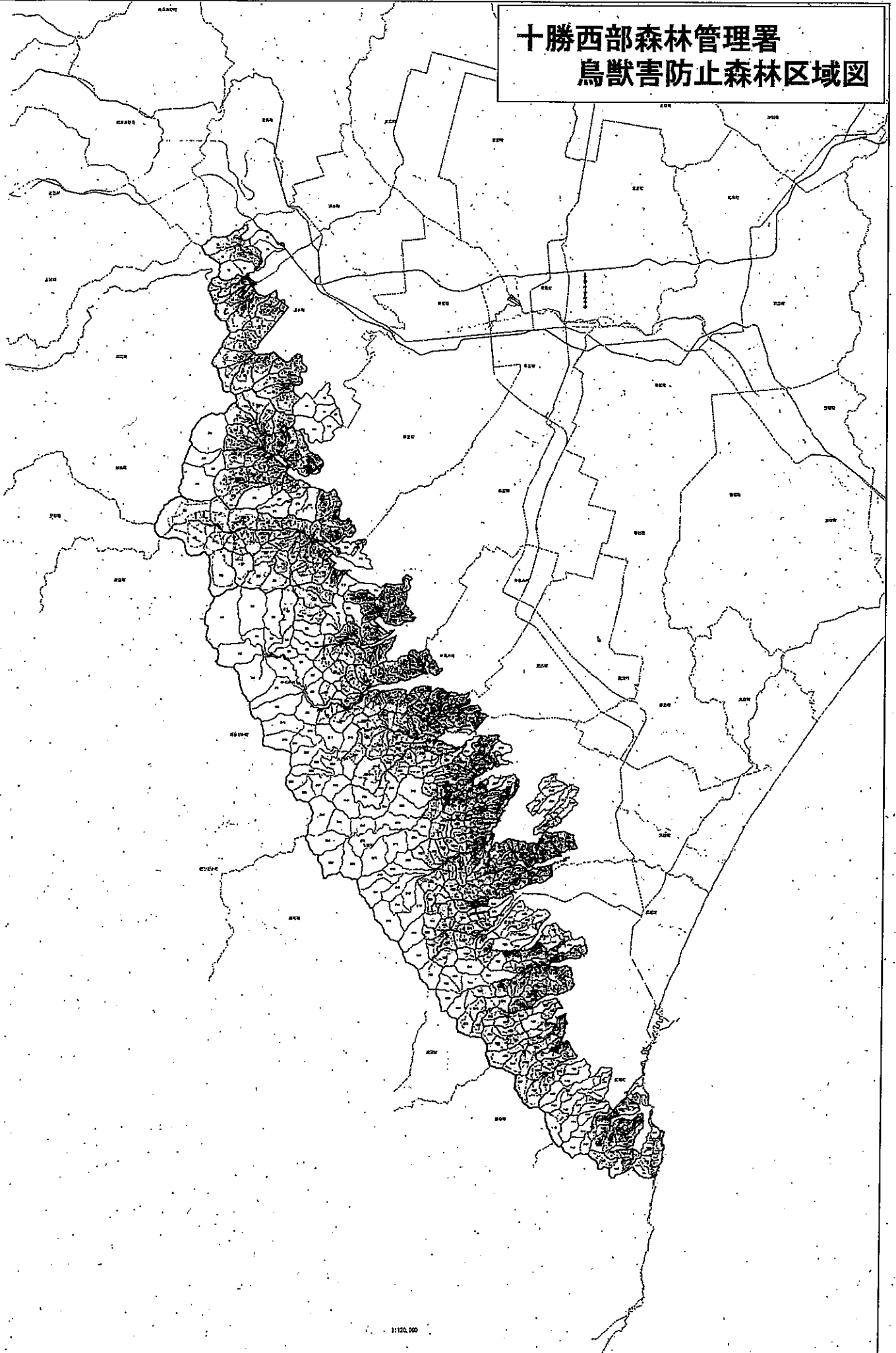
区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数				316,794.51
帯広市			※森林の区域(林班)は、	17,980.96
音更町		エゾシカ	北海道森林管理局計画課	
士幌町			に備え置く別冊のとおり	4.50
上士幌町			である。	44,793.63
鹿追町				16,660.51
新得町				76,402.78
清水町				9,147.71
芽室町				9,022.18
中札内村				6,413.16
更別村				571.29
大樹町				20,128.42
広尾町				19,285.51
幕別町				
池田町				
豊頃町				
本別町				7,164.99
足寄町				62,175.98
陸別町				27,042.89
浦幌町				

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

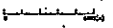
- 別表3 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等
- 別表4 治山事業の数量
- 別表5 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

- 別表2 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等
- 別表3 治山事業の数量
- 別表4 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

十勝西部森林管理署 鳥獣害防止森林区域図



1:1120,000



鳥獣害防止森林

